

全教神戸市教職員組合との交渉議事録

1. 日 時：2026 年 9 月 1 日（火）17：10～17：30
2. 場 所：教育委員会会議室
3. 出 席 者：（市）教職員給与課長、労務制度係長、他 1 名
（組合）執行委員長 1 名、副執行委員長 2 名、書記長 1 名、執行委員 2 名
4. 議 題：交通用具使用者に対する通勤手当の見直し・災害応急対応等派遣手当の改正（案）について

5. 発言内容：

（市） 皆様方におかれましては、日頃から、様々な取り組みについて、ご理解・ご協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

さて、本日は、「交通用具使用者に対する通勤手当の見直し」と「災害応急対応等派遣手当の改正」について、ご提案させていただきます。

お配りしております「交通用具使用者に対する通勤手当の見直し（案）」をご覧ください。

まず、「1. 距離区分別支給額の見直し」でございますが、交通用具使用者に対する通勤手当について、距離区分に応じて手当額を改定するとともに、区分を新設いたします。具体的には、「①10km以上の距離区分の手当額を引き上げ」、「②10km未満の距離区分の手当額を引き下げる」といたします。また、「③65km以上から100km以上までの距離区分を5km刻みで新設」いたします。具体的な金額については、別紙「交通用具使用者に係る通勤手当の改定について（案）」のとおりです。

なお、5キロメートル未満の距離区分については、見直しに伴う影響を考慮し、段階的に引き下げることにさせていただきます。具体的には、一般の場合、現行4,400円のところ、令和8年10月から4,200円、令和9年4月から3,100円、令和10年4月から2,000円といたします。また、通勤不便公署又は身体障がい者の場合は、現行4,800円のところ、令和8年10月から4,600円、令和9年4月から3,400円、令和10年4月から2,200円といたします。

次に、「2. 駐車場等利用料の支給」でございますが、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設することとし、「（1）対象職員」については、交通用具使用者のうち、自動車等を駐車するための施設を利用し、その料金を負担することを常例とする職員とします。ただし、交通用具使用に係る手当を支給されていない職員については除くものとします。

「（2）駐車場等の要件」については、以下のいずれにも該当することを要件といたします。なお、行政財産に駐車する場合については、以下の要件をいずれも満たすため、支給の対象に含むものといたします。1つ目の要件は「勤

務公署の周辺又は通勤経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること」、2つ目の要件は「自動車、自動二輪車又は原動機付自転車を駐車するための施設であること」、3つ目の要件は「職員の配偶者若しくは扶養親族に料金を支払うこととなる施設でないこと」です。また、日又は時間を単位として料金が定められている駐車場等も含むことといたします。

「(3) 支給額」については、1か月当たり 5,000 円を上限に実費相当額を支給することとし、複数の駐車場等を利用する場合は、それぞれの駐車場等の額の合計額を支給いたします。なお、日額等駐車場利用者については、通勤 1 回当たりの利用料金に 21 回を乗じた額を支給いたします。ただし、短時間勤務職員や交代制勤務職員等については、通勤 1 回当たりの利用料金に 1 か月当たりの平均通勤所要回数を乗じた額を支給いたします。

「(4) 必要書類」については、駐車場等の常例利用および料金負担に関して申立てを行ったうえで申請することとし、申請にあたっては、駐車場使用承諾書や駐車場賃貸契約書、日額等駐車場の場合は、駐車場名、所在地、利用形態及び金額が確認できる資料を添付することといたします。なお、確認できる資料の例としては、必要項目が確認できる看板の写真や、ウェブページの写しなどを想定しております。

「(5) 事後確認」について、日額等駐車場を利用する場合は、支給開始月の翌月に、支給開始月分の領収書、クレジットカード利用履歴その他利用実績が確認できる資料を所属長へ提出し、通勤状況の確認を受けることといたします。なお、その後も通勤実態の調査等において随時確認を行うため、領収書、クレジットカード利用履歴その他利用実績が確認できる資料を、利用日の属する年度の翌年度末まで保管することといたします。

「3. 実施時期」でございますが、2026 年 10 月 1 日といたします。なお、対象者が多く、支給に係る認定手続きに時間を要することが想定されるため、11 月以降の例月給与支給日に、認定が終了した方から順次 10 月分まで遡って支給いたします。

次に、お配りしております「災害応急対応等派遣手当の改正（案）について」をご覧ください。

「1. 概要」でございますが、「災害応急対応等派遣手当」について、国の災害応急作業等手当と同水準となるよう下表のとおり支給額を改正いたします。

「2. 実施時期」についてでございますが、2026 年 4 月 1 日に遡及して適用いたします。

私どもからは以上でございます。

(組合) ありがとうございます。交通用具使用者への通勤手当の見直しの資料で、対象者のところに、交通用具使用に係る手当を支給されていない職員は除くと記

載があるが、通勤手段で交通用具を使用せず公共交通機関を利用する人は、今回の提案交渉の内容には関係ないという認識でよろしいか。

(市) ご認識のとおりです。

(組合) 公共交通機関を通勤手段として登録されている方で、自宅から駅まで自転車で行って駐輪場を利用している場合、今回の手当の支給対象になるか。

(市) 今回は、自動車や自動二輪車もしくは原動機付自転車を駐車するための施設を利用することが手当の支給要件であるため、駐輪場は含まれません。

(組合) 教職員の方々の中で、自宅から駅まで自転車で行って、そのあとは公共交通機関を利用している人が一番多いと思ったので確認しました。ありがとうございます。